破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６２号

茨城県つくばみらい市板橋2844番地153
債務者　太田　一男
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小菅　　稔
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２８１号

茨城県稲敷郡阿見町中央５丁目５番10号
債務者　中澤　　勝
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　秀哉
4　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第９２号

茨城県土浦市神立町3616番地１
債務者　大關　知之
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　聡史
4　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号

三重県伊賀市島ヶ原12141番地
債務者　クリーニングのグロサリーこと　川上　正己
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９６号

徳島市中昭和町２丁目40番地の２
債務者　太田　善造
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大道　　晋
4　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９７号

徳島市富田浜１丁目11番地　アルファステイツ富田浜1001号、住民票上の住所徳島市富田浜１丁目51番地の２
債務者　太田　　茂
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大道　　晋
4　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９８号

徳島市沖浜町北畑536番地の２
債務者　立田　光明
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大道　　晋
4　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１号

福岡県久留米市合川町58番地　公社合川２―501号
債務者　大石　泰隆
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮地信太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１０１号

徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚112番地
債務者　樋原　將弘
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　　守
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０７号

札幌市南区澄川４条２丁目15番11―108号
債務者　白川　　健
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　恵介
4　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月31日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７号

青森県三戸郡五戸町字新町33番地２
債務者　軽米　勇藏
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅石　晴代
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第３８号

青森県三戸郡五戸町字新町33番地２
債務者　軽米　惠子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅石　晴代
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第４０号

青森県八戸市一番町２丁目３番地11マンションエクレール103号室
債務者　軽米　万澄
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅石　晴代
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１８号

京都府与謝郡与謝野町字岩屋515番地３
債務者　木村　　猛
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林美沙子
4　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
京都地方裁判所宮津支部